平成２７年（フ）第７１４号
東京都八王子市石川町251番地３
債務者　小川　　正
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７８４０号
東京都江戸川区東葛西１丁目22―21　グランパァレⅢ305
債務者　川口　　薫（旧姓小保方）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８４１号
東京都江東区大島７丁目15―１―301
債務者　加藤　良子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８５５号
東京都中野区江古田２丁目11―16
債務者　中澤　厚子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８９１号
東京都板橋区中台３－２―14―201、住民票上の住所東京都板橋区仲町３－６―302
債務者　東海林眞由美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９号
釧路市仲浜町４番20号
債務者　八幡　和恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３９６号
静岡県浜松市中区南浅田２丁目３番15号
債務者　宮下　照浩
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４８９号
神奈川県鎌倉市大船４丁目21番25号　205
債務者　渡井　秀幸
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８号
岐阜県可児市鳩吹台３丁目18番地
破産者　大橋　清次
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第９８号
神戸市西区玉津町出合147番地の７
破産者　財津　哲二
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
神戸市西区桜が丘東町６丁目15番地の11
破産者　中西　正和
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６６７号
札幌市北区新琴似10条８丁目５番15号　パークサイド108―103号、住民票上の住所札幌市北区新琴似10条８丁目５番15号
破産者　山口　　肇
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５１号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―411号
破産者　田代　克一
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４４号
仙台市青葉区中山７丁目18番21号、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字河原湯42番地１
破産者　高橋ミキ子
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
宮城県石巻市北村字桑柄二61番地５、前住所神奈川県大和市西鶴間３丁目13番10号　アイビーハウス鶴間101号
破産者　遠藤　良枝
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
宮城県石巻市向陽町５丁目19番14号　県営住宅12―201号、前住所仙台市青葉区国見１丁目12番11号
破産者　遠藤　亜弥（旧姓熊谷）
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
群馬県高崎市新町2154番地７
破産者　大谷光弘こと　金　　光弘
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部